号26中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改め、同号27算式アの符号B中「33万円以下段階保険料軽減者数に」を「0.436」に、「0.420」を「0.367」に改め、同号27算式アの符号B中「33万円以下段階保険料軽減者数に」を「7(6)割軽減保険料軽減者数計から33万円以下段階保険料軽減者数を控除して得た数に0.81を乗じて得た数を加えて得た数」を「、5(4)割軽減保険料軽減者数に2.31を乗じて得た数及び2割軽減保険料軽減者数に0.74を乗じて得た数を合算した数」に改め、同号27算式アの符号C中「33万円以下段階保険料軽減世帯数に」を「7(6)割軽減保険料軽減世帯数に」に、「に保険料軽減世帯数計から33万円以下段階保険料軽減世帯数を控除して得た数に0.78を乗じて得た数を加えて得た数」を「、5(4)割軽減保険料軽減世帯数に2.31を乗じて得た数及び2割軽減保険料軽減世帯数に0.74を乗じて得た数を合算した数」に改め、同号27算式アの符号αを次のように改める。

α	次の算式によつて算定した率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） 算式 $\frac{a \times 1{,}000}{b} \times \frac{1}{7{,}935}$ $\frac{a \times 1{,}000}{b}$に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 a　減額した被保険者均等割額計 b　前記Bに同じ。
β	次の算式によつて算定した率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） 算式 $\frac{c \times 1{,}000}{d} \times \frac{1}{6{,}666}$ $\frac{c \times 1{,}000}{d}$に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 c　減額した世帯別平等割額計 d　前記Cに同じ。

第九条第一項の表市町村の項第九号27算式イ中「0.349」を「0.492」に改め、同号27算式イの符号B中「33万円以下段階保険料軽減者数に1.00を乗じて得た数に保険料軽減者数計から33万円以下段階保険料軽減者数を控除して得た数に0.21を乗じて得た数を加えて得た数」を「7(6)割軽減保険料軽減者数、5(4)割軽減保険料軽減者数に1.73を乗じて得た数及び2割軽減保険料軽減者数に1.28を乗じて得た数を合算した数」に改め、同号27算式ウ中「0.456」を「0.444」に改め、同号27算式ウの符号B中「平成25年3月31日現在」を「平成26年3月31日現在」に改め、同号27算式ヰ中「0.26」を「0.3134」に、「0.08」を「0.0502」に、「28」を「26」に、「0.04」を「0.0717」に、「7,580」を「7,900」に改め、同号27算式ヰの符号B中「13,340」を「11,594」に、「10,010」を「9,169」に改め、同号27算式ヰの符号D算式中「2,126」を「2,164」に、「1,151.0」を「1,153.0」に、「175,000」を「179,000」に改め、同号27算式ヰの符号D算式の符号d中「平成25年3月31日」を「平成26年1月1日」に改め、同号27算式ヰの符号E中「平成25年9月30日」を「平成26年9月30日」に改め、同号27算式ヰの符号F算式を次のように改める。

算式	$0.48 \leqq (E \diagup e)$ のとき$\frac{(E \diagup e)}{0.48}$ $0.38 \leqq (E \diagup e) < 0.48$のとき$\frac{(E \diagup e) - 0.38}{0.10}$ $(E \diagup e) < 0.38$のとき　0

第九条第一項の表市町村の項第九号28中「三十三万円以下段階保険料軽減者数、保険料軽減世帯数計」を「七（六）割軽減保険料軽減者数、三十三万円以下段階保険料軽減世帯数、保険料軽減世帯数計」に、「七（六）割軽減保険料軽減者数、五（四）割軽減保険料軽減者数、二割軽減保険料軽減者数、七（六）割軽減保険料軽減世帯数、五（四）割軽減保険料軽減世帯数、二割軽減保険料軽減世帯数」に改め、同号30及び31中「平成二十四年十月一日」を「平成二十五年十月一日」に改め、同項第十号1算式イ中「2,885」を「2,775」に、「7,156」を「6,895」に改め、同号1算式ウ中「57,648」を「57,650」に、「72,987」を「72,991」に、「114,935」を「114,943」に改め、同項第十一号1中「入湯税納税義務者数」を「密度補正Ⅱに用いる密度は、入湯税納税義務者数」に改め、同号2中「「地方自治法等の規定に基づき調製された」を削り、「同項第総理府令第一条第二項による調製様式及び提出期日について」に基づき調製された」を削り、同項第十二号1算式中「0.194」を「0.204」に改め、同号1算式の符号B中「平成24年度」を「平成25年度」に、「平成26年度」を「平成27年度」に改め、同号3中「三位」を「四位」に改め、同号3算式中「0.0644」を「0.0652」に、「0.0410」を「0.0415」に、「0.0058」を「0.0059」に改め、同号6算式中「80,400」を「79,600」に改め、同項第十三号1算式中「0.089」を「0.090」に改め、同項第十四号1算式中「35.450」を「36.612」に、「3.280.4」を「3.388.0」に、「423.3」を「437.2」に改め、同号2算式中「1.89」を「1.83」に改め、同条第三項中「「下水道費」」を「「河川費」、「下水道費」及び「清掃費」」を削り、同条第五項中「〇・三一四」を「〇・三〇八」に改め、同条第六項中「〇・二七九」を「〇・二七二」に改め、同条第七項中「〇・〇四五」を「〇・〇四六」に改め、同条第八項中「〇・〇八九」を「〇・〇九二」に改め、同条第九項中「とする」を「とし、密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る算式に係る密度補正Ⅱの密度から〇・一〇〇を控除した数に一を加えた率とする」に改め、同条第十項中「と当該測定単位に係る算式イに係る密度補正Ⅱの密度」を「、当該測定単位に係る算式イに係る密度補正Ⅱの密度及び当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正Ⅱの密度」に、「〇・〇八九六」を「〇・〇八五〇」に、「とを合算した」を「を合算した」に、「とする」を「とし、密度補正Ⅲ係数は、当該測定単位に係る算式に係る密度補正Ⅲの密度から〇・〇三八を控除した数に一を加えた率とする」に改め、同条第十一項中「四・五三九」を「四・五八八」に、「〇・一七二」に、「一・五三七」を「一・五〇八」に、「〇・〇六〇」を「〇・〇六一」に改め、同条第十二項中「四・五三九」を「四・五九三」に、「〇・一七四」を「〇・一六七」に、「一・五三六」を「一・五〇八」に、「〇・〇七七」を「〇・〇八三」に改め、同条第十三項中「〇・一四〇（指定都市、児童相談所設置中核市及びその他の中核市を包括する都道府県にあつては、指定都市、児童相談所設置中核市及びその他の中核市の区域以外の区域に係る人口を当該都道府県の人口で除して得た数に〇・一四〇を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）」を「〇・一五六」に、「〇・一三四」を「〇・一一三」に、「〇・〇一三」を「〇・〇一二」に、「〇・一九八」を「〇・二〇二」に、「及び算式エ(3)」を「、算式エ(3)」に改め、「〇・〇三六」の下に「を控除した数及び算式オに係る密度補正の密度から〇・〇一〇」を加え、同条第十四項中「〇・五七三を控除した数に指定都市、児童相談所設置中核市及びその他の中核市にあつては〇・三〇八を、その他の市町村にあつては〇・三〇一」を「〇・五四九を控除した数に〇・三一四」に、「一・二四四を控除した数に指定都市、児童相談所設置中核市及びその他の中核市にあつては〇・一五五、その他の市町村にあつては〇・〇七九」を「一・三一八を控除した数に〇・〇八〇」に、「〇・一四六」を「〇・一四七」に、「〇・〇三〇」を「〇・〇三一」に、「及び算式オ(3)」を「、算式オ(3)」に、「〇・〇二二」を「〇・〇二三」に、「及び算式カに係る密度補正の密度から〇・〇〇七」に改め、同条第十五項中「〇・〇四九」を「〇・〇四八」に、「〇・一八七」を「〇・一